

制限付き一般競争入札実施要領

1 入札に付する事項、入札に参加する者に必要な資格に関する事項等

発注案件名称 : 庁舎周辺警備委託
発注番号 : 29GAY-36
入札方式 : 制限付き一般競争入札（業務希望型）
申請書・入札書等郵送締切日 : 平成30年2月6日
入札執行日時／場所 : 平成30年2月9日 午後3時10分 枚方市役所 本館3階 第3会議室
履行期間 : 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで
施行場所 : 枚方市役所別館南玄関前スペース他
発注者 : 枚方市市長

予定価格及び最低制限価格

予定価格 事後公表
最低制限価格 事後公表（予定価格の60%）

※上記価格には、消費税及び地方消費税を含まない。なお、最低制限価格に小数点以下の端数がある場合は切捨て。

業務概要

別館南玄関前、第一公用車駐車場、市議会関係駐車場及び庁舎周辺の管理等
（詳細は、別紙仕様書参照のこと）

業種

その他委託

支払条件

部分払35回、完了払

設計図書

設計図書（仕様書等）は、枚方市ホームページ（入札・契約情報→郵便入札関係情報）からダウンロードすること。

入札参加申請書

枚方市ホームページ（入札・契約情報→様式ダウンロード→制限付き一般競争入札（業務希望型）郵便入札様式）よりダウンロードすること。

※ 制限付き一般競争入札（業務希望型）：郵便入札参加申請書

専用封筒配布場所

枚方市財務部総合契約検査室 契約課（枚方市役所 本館3階）にて配布

質疑メール締切期限

平成30年1月26日 正午まで

質疑はEメールのみとする。会社名及び担当者名を必ず明記すること。（※質疑書の様式は、枚方市ホームページ（入札・契約情報→様式ダウンロード内）の「質疑回答書」を使用してください。）

質疑メール送付先 keiyaku-itaku@city.hirakata.osaka.jp

回答日時等

平成30年1月30日 午後1時00分より枚方市ホームページ（入札・契約情報→質疑回答公表）に掲載

発注条件

【地域区分】

市内業者、準市内業者

【登録業種】

本市において、「その他委託」の「人的警備」で登録している者であること。

【本市登録部門等】

なし。

【元請実績】

なし。

【配置予定業務責任者】

直接雇用する業務責任者を配置すること。

【その他の条件】

1. 入札締切日において、枚方市入札参加停止、指名停止等の措置に関する要綱に基づく入札参加（指名）停止措置を受けていないこと。
2. 入札締切日において、枚方市公共工事等暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
3. 入札締切日において、営業停止中でないこと。
4. その他、本仕様の内容を充足すること。
5. 本業務を受注した者は、業務完了時（複数年契約の場合は年度ごと）に次の書類を提出すること。
 - ・ 労務者賃金支払い状況報告書（入札・契約情報→様式ダウンロード>その他委託業務請負契約様式集>様式16）

入札書

枚方市ホームページ（入札・契約情報→様式ダウンロード→制限付き一般競争入札（業務希望型）郵便入札様式）よりダウンロードすること。

価格内訳書

不要

開札後提出書類（落札候補者のみ）

1. 配置予定業務責任者の雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証の写し、住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書の写し、雇用保険者証の写しのいずれか）
2. その他、落札候補者に対し本市が指定する書類

参加業者及び立会人公表日

平成 30 年 2 月 8 日 枚方市ホームページ（入札・契約情報→郵便入札関係情報）にて公表

※公表時に「立会人」と表示された者は原則入札日時に指定場所へお越しください。

立会いに代表者以外の方が来られる場合は、立会人委任状（枚方市ホームページ＜入札・契約情報→様式ダウンロード→制限付き一般競争入札（業務希望型）郵便入札様式＞よりダウンロードすること。）を持参して下さい。

2 入札

- (1) 入札書には、金額、会社の住所、商号又は名称及び代表者職氏名を記入し、届け出た使用印鑑を鮮明に押印すること。
- (2) 入札書は、入札書封筒（青色）に入れ、封緘すること。入札書の日付については、公表日から開札日までを有効とする。
- (3) 入札書封筒（青色）の表面に、入札日、発注番号及び件名を、裏面に会社の住所、商号又は名称及び代表者職氏名を記入し、届け出た使用印鑑で押印（裏面割印）すること。
- (4) 封筒の郵送について
 - ア 入札書を封緘した入札書封筒（青色）を入札書在中封筒（緑色）に入れること。
 - イ 入札参加申請書とその他本市が指定する入札参加に必要な書類は、入札参加申請書類在中封筒（オレンジ色）に入れること。入札参加申請書の日付については、公表日から開札日までを有効とする。
 - ウ 緑色とオレンジ色の封筒裏面の発注番号、件名、会社の住所、商号又は名称、代表者職氏名及び電話番号を記入すること。（入札書在中封筒の差出人の下の余白には業者登録番号も記入）
 - エ 入札書在中封筒（緑色）及び入札参加申請書類在中封筒（オレンジ色）をそれぞれ別々に「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」で、郵送期限までに枚方郵便局（枚方北局・枚方東局は不可）に必着するように郵送すること。なお、入札が終わるまで差出控えを保管すること。
- (5) その他
 - ア 資料の作成に係る費用は、提出者の負担とする。
 - イ 提出された資料は、返却しない。
 - ウ 入札参加資格の審査は、入札締切後に行うものとする。

3 入札方法等

- (1) 入札参加者は、郵便により入札を行うこと。指定された郵送方法によらない入札は受け付けない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額で入札を行うこと。
- (3) 入札執行回数は、1 回とする。
- (4) 開札は、複数の職員が行うものとする。
- (5) 入札参加資格の審査により入札を認められた者であっても、落札者決定に必要な審査の結果、入札の参加資格を有しないことが明らかになった者は落札者とししない。
- (6) 開札後、予定価格の制限の範囲内（最低制限価格制度対象の入札においては、予定価格と最低制限価格の範囲内）で最低価格をもって入札した者（落札となるべき同価格の入札をした者が 2 者以上あるときは、地方自治法施行令第 167 条 の 9 の規定によりくじ引きを行う。）を落札候補最上位者とし、開札後の提出書類により落札者の決定に必要な審査を行い、落札者としての要件を満たしている場合に落札者とする。当該落札候補最上位者が落札者としての要件を満たさないと認められるときは、次順位以降の落札候補者について順次資格確認を行うものとする。
- (7) 低入札価格調査制度対象の入札においては、調査基準価格を下回る入札価格であったときは、低入札価格調査及び審査の結果、当該入札価格によっても当該契約内容に適合した履行がなされると認める場合は、当該入札者を開札後提出書類の審査を経て落札者と決定する。なお、調査基準価格を下回る入札がない場合は、前号の最低制限価格を調査基準価格に読替えて適用する。
- (8) 前号の調査及び審査の結果、落札候補者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、次順位のことを落札候補者とする。この場合において、次順位の落札候補者の入札価格が調査基準価格を下回るときは、低入札価格調査及び審査を行い、落札者を決定するものとする。

4 入札保証金

免除とする。

※ 入札保証金の納付を免除された者で、落札をしながら、正当な理由がなく契約を締結しないときは、枚方市契約規則（昭和 52 年枚方市規則第 13 号）の規定に基づき、落札金額の 100 分の 3 に相当する金額を違約金として徴収する。

5 最低制限価格と調査基準価格の設定

- (1) 最低制限価格制度対象の入札においては、疎漏工事、ダンピング受注等を防止するため、地方自治法施行令第 167 条の 10 第 2 項の規定に基づき、あらかじめ設けられた最低制限価格を下回った価格をもって入札した者を落札者とししないものとする。
- (2) 低入札価格調査制度対象の入札においては、地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項の規定に基づき、最低価格の入札者が示した入札価格が、契約内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の基準である調査基準価格を下回った場合には、直ちに落札者を決定せず、低入札価格の調査を行った上で、落札者を決定するものとする。
- (3) 予定価格及び最低制限価格並びに調査基準価格は、それぞれ消費税及び地方消費税の額を含まない金額である。

6 契約の締結

- (1) 契約書は本市所定のものを使用する。
- (2) 契約の締結に際しては、契約金額の 100 分の 10（その他委託については、契約金額の 100 分の 5）に相当する額以上の額の契約保証金を納めなければならない。
- (3) 前号に規定する契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって、これに代えることができる。
 - ア 国債、地方債、その他政府の保証のある債券、金融債、公社債又は契約主管課長が確実と認める社債
 - イ 銀行又は契約主管課長が確実と認める金融機関が振り出し、又は支払い保証をした小切手
 - ウ 銀行又は契約主管課長が確実と認める金融機関
- (4) 次のいずれかに該当するときは、契約保証金を免除する。
 - ア 保険会社との間に枚方市長を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券が提出されたとき。
 - イ 債務の履行を保証する業務履行保証契約を締結し、当該保険証券が提出されたとき。
- (5) 予定価格 150,000 千円以上の工事又は製造の請負（地方公営企業が契約するものは除く。）については、議会の議決後本契約を締結する。

7 契約を締結しない場合

入札締切日から契約締結日までの期間において、落札者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該落札者と契約を締結しない。この場合において、当該落札者は違約金として落札金額の 100 分の 3 に相当する金額を枚方市に支払わなければならない。

- (1) 枚方市入札参加停止、指名停止等の措置に関する本市の要綱に基づく入札参加（指名）停止の措置を受けたとき又は同要綱別表に掲げる措置事由に該当したとき。
- (2) 枚方市公共工事等暴力団排除措置要綱別表に掲げる措置要件に該当し、入札等除外措置を受けたとき。
- (3) 建設業法第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止の処分を受けたとき。
- (4) 建設業法第 29 条の規定による許可の取消処分を受けたとき。
- (5) 業務委託を行うに必要とする許可等が取消されたとき。

8 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した入札参加に関する諸条件を満たさない者又は虚偽の申請を行った者のした入札
- (2) 枚方市契約規則に規定する無効要件に該当する入札
- (3) 入札書封筒、入札書在中封筒、及び入札参加申請書類在中封筒が「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」の局留め郵便以外の方法で契約課へ届けられた場合
- (4) 入札書封筒、入札書在中封筒、及び入札参加申請書類在中封筒（入札参加申請書類在中封筒を任意の封筒に貼り付けた場合を含む。）以外の封筒で郵送された場合
- (5) 入札書封筒、入札書在中封筒、及び入札参加申請書類在中封筒が郵送期限までに枚方郵便局に必着していなかった場合
- (6) 入札書及び入札書封筒に届出のある使用印鑑が押印されていない場合
- (7) 一通の封筒に複数の入札書が入っていた場合
- (8) 入札参加申請書類在中封筒に入札参加申請書その他必要書類が同封されていない場合

- (9) 入札書封筒、入札書在中封筒、及び入札参加申請書類在中封筒において、申請者又は発注業務が特定できなかった場合
- (10) 発注番号と件名が不一致の場合
- (11) その他申請者又は発注業務を特定できなかった場合
- (12) その他入札に関する条件に違反した者の入札

9 入札参加者名の公表

入札参加者名の公表は、指定日に行う。また、同時に立会人の指名表示も行う。

- ※ 第三者を介し、入札参加者名・参加者数等を探る行為は、本市の入札参加（指名）停止措置になるのみでなく、刑法第96条の6第1項「公契約関係競売等妨害」に当たることがありうる。当該事実があれば、警察当局へ報告する等、毅然とした態度で対応するので了知されたい。

10 一括再委託等の禁止について

- (1) 受注者は、業務の全部を一括して、又は設計仕様書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け合わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け合わせようとするときは、この限りでない。

11 談合その他不正行為の対応について

本入札について、談合等その他不正行為が認められた場合は、公正取引委員会及び警察当局へ通報するなど、厳正に対応するので了知されたい。

12 秘密の保持について

- ・受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- ・受注者は、本市の承諾なく、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。

13 その他

- (1) 入札者又は入札の参加資格の審査により当該入札の参加を認められたものが2人に満たないときは、入札を中止するものとする。ただし、公告を再度行って実施する一般競争入札については、この限りではない。
- (2) 不正な入札が行われるおそれがあると認めるときは、無効の入札書についても開札するものとする。
- (3) 発注者が枚方市上下水道事業管理者（枚方市病院事業管理者）である場合は、上記太枠外の説明において「枚方市」は「枚方市上下水道局（市立ひらかた病院）」、「枚方市長」は「枚方市上下水道事業管理者（枚方市病院事業管理者）」、「枚方市契約規則」は「枚方市契約規則の例（市立ひらかた病院契約規程）」と読み替えるものとする。

14 問い合わせ先

大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号

枚方市財務部総合契約検査室 契約課（枚方市役所本館3階）

電話（072）841-1345